市民厚生常任委員会 会議記録

１　日　　時　　令和８年９月10日（木曜日）　午前10時00分開会　午前11時44分散会

２　場　　所　　第二委員会室

３　出 席 委 員　　田中、田原（洋）、池田、東野、中村の各委員

４　欠 席 委 員　　関原委員

５　委員外議員　　古畑議長、松田、渡辺、利根川、阿部、保坂の各議員

６　説　明　員　　久保田市長、井川副市長、猪又政策監（渉外担当）、嶋田政策監（特命担当）
林健康増進課長、川原同課長補佐
木島税務保険課長、田代同課長補佐、渡辺同課長補佐、水島同係長
山岸福祉事務所長、須澤同次長、飯田同係長、加藤同主査
小竹市民生活課長、木嶋同課長補佐、中村同係長

７　事務局職員　　磯貝事務局長、清水主査

８　本日の会議に付した事件
（１）付託案件審査
別紙審査日程表のとおり
（２）所管事項調査
・糸魚川市地域包括支援センターについて
・書かない窓口の導入について
（３）その他
・市外調査について
・閉会中の所管事項調査について

９　経過と結果
○田中委員長
ただいまから市民厚生常任委員会を開会いたします。
欠席通告委員は関原委員であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。
審査の順序につきましては、配付の日程により進めます。
なお、委員外議員の発言につきましては、先例申合せのとおり、委員の発言終了後、申出があれば、休憩をとりますので、発言の許可を求めてください。
審査に入ります前に、感染症の状況について、健康増進課から報告の申し出がありましたの

で、お受けしたいと思います。
　暫時休憩いたします。

（審査及び所管事項調査内容は、別紙審査経過概要のとおり）

＜その他＞

（１）市外調査について

○田中委員長

　休憩を解き、会議を再開します。

　次に、３その他（１）市外調査についてを議題といたします。

　当委員会の市外調査の視察先につきましては、８月６日に途中経過を報告しましたが、その後、調整した視察先と行程案はお手元配付のとおりで、10月５日の月曜日から10月７日の水曜日までの２泊３日の行程となります。

　１日目は鳥取県倉吉市で脱炭素事業について、２日目は島根県出雲市で出雲市遠隔医療実証事業について、３日目は鳥取県境港市にてプレコンセプションケア及びヤング健診についての調査を行う日程で計画しております。

　委員の皆様、この件に対して確認したい事項などございますでしょうか。食事場所の詳細につきましては、正副委員長にご一任いただき、今ほど申し上げた日程で、当委員会の市外調査を行うことにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

　ご異議なしと認め、そのように決しました。

　後日、正式に招集通知をいたしますので、全員出席できますよう、よろしくお願いいたします。

○古畑議長

　この資料によると、集合と書いてあるんだけど、集合時間については書いてないんだけど、列車に間に合うように来いってことかね。

○田中委員長

　今、議長から話がありましたが、６時48分発ということで、私としては６時30分に集合したらどうかなと思いますが、この場で６時30分集合と決めさせてもらってよろしいでしょうか。

［「はい」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

　暫時休憩します。

＜休憩中＞

（２）閉会中の所管事項調査について

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、閉会中の所管事項調査についてを議題といたします。

正副委員長案としましては、配付いたしました資料のとおり、窓口業務について、愛玩動物について、環境及び廃棄物問題について、糸魚川市斎場及び火葬場について、新エネルギーについて、市税等について、地域医療体制について、健康増進施策の充実について、感染症対策について、社会福祉施策の充実について、社会福祉施設の現状と課題についての11点といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で（２）閉会中の所管事項調査についてを終結いたします。

皆様のほうで、何かございますでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

以上で、３、その他を終結いたします。

以上をもちまして、予定しておりました日程が全て終了しました。

本日の審査に関する委員長の報告は、口頭報告とし、文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、市民厚生常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長

審　査　経　過　概　要

1　付託案件審査

議案第85号　令和８年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）

［主な質疑・意見］

＜税務保険課関係＞

○田中委員長

これより、税務保険課関係の付託案件審査を行います。

議案第85号、令和８年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）で当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、税務保険課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○木島税務保険課長

ご説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。

３款５項１目、国民年金事務費の６国民年金事務費につきましては、特定親族特別控除及び国民年金保険料の育児免除制度の創設に伴い、国民年金標準システムの改修を行うというものでございます。

また、財源につきましては、全額国の交付金を見込んでおります。

次に、歳入について説明させていただきます。

10、11ページをお願いいたします。

一番上の19款２項１目、特別会計繰入金の３後期高齢者医療特別会計繰入金は、後期高齢者医療療養給付費負担金の令和７年度の精算分を繰り入れるものでございます。

説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

○田原副委員長

この特定親族の内容とか、どのように変わるのか、詳しく教えていただけませんか。

○水島係長

制度自体は、19歳から23歳未満の親族で、主な目的とすると、大学生等の働き控えを抑えるような形のものであります。今まで、給与収入で103万を超えると、親が控除を受けられなかったところ、年間給与収入で150万円まで満額の控除が受けられるという趣旨に制度改正があったものであります。

○田原副委員長

いわゆる103万円の壁って言われているものが変わるから、大学生とかがアルバイトをするときに、控除を外れないようにシフトを調整するとか、そういうことの変更っていう理解でよろしいでしょうか。

○水島係長

田原委員の言われたとおりになります。

国民年金の保険料の免除制度等に関することになるんですが、世帯全体で保険料の免除制度の控除額等を算定するような形になりますので、それに伴う改修が必要になったということでの補正をお願いしているということです。

○田中委員長

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご質疑なしと認め、これにて議案第85号のうち、税務保健課の関係部分の質疑を終結します。

＜福祉事務所関係＞

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開します。

次に福祉事務所関係の付託案件審査を行います。

議案第85号、令和８年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、福祉事務所の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○山岸福祉事務所長

議案書12ページ、13ページをお願いします。

３款１項４目老人福祉費、51地域密着型施設整備支援事業と52地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、資料№.１にて説明いたします。

はじめに51地域密着型施設整備支援事業についてです。

１、補正の理由は、新潟県から全額補助を受けて、市内地域密着型施設の基盤整備等を支援するため、市から事業者への補助金額を補正するものです。

２、事業概要は、当初予算に計上済みの当該補助金について、昨今の物価高騰の影響により、財源充当を見込んでいる県補助金の単価を上げる要綱改正が行われたことから、改正内容に準じて市から事業者への補助金額も増額したいものです。

補助対象施設は、昨年８月の本委員会で報告しておりますが、こちらの表にあるとおり、公募により選定された株式会社ビジュアルビジョンが運営予定の認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆる認知症グループホームであります。

３、事業費の表をご覧ください。

県の改正後の県知事の定める額が施設整備費・開設準備経費あわせて6,843万6,000円であり、補正額は496万8,000円です。

続いて、裏面２ページをご覧ください。

52地域介護・福祉空間整備等施設整備事業についてです。

本事業は、介護施設等における防災・減災対策等の推進を目的として、施設や設備の整備にかかる費用を補助するものです。

２、事業概要にあるとおり、市内の事業所から非常用自家発電設備整備について応募があり、県を通じて国に補助協議をした結果、採択の内示があったものです。

補助対象施設は、表にあるとおり南押上地内のグループホームエフビー糸魚川です。

３、事業費をご覧ください。

事業者の見積りによる事業費及び内示額は 829 万 4,000 円で、全額国の補助金を財源として充当することとしております。

続いて、議案書 10、11 ページをお願いします。

歳入の補正予算について説明します。資料は、ございません。

歳入、19 款２項１目特別会計繰入金、11 介護保険事業特別会計繰入金は、決算額の確定に伴い、一般会計から介護保険事業特別会計への繰出額に生じた過剰分を、翌年度の予算で返還・精算するものであります。

低所得者の保険料軽減に充てるための負担金につきましては、令和７年度の見込額に基づいて、一般会計から特別会計への繰出しを行っておりますが、負担金の実績額が見込額を下回ったため、過剰となった繰出額分について、令和８年度において、介護保険事業特別会計から返還されるものであります。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○田中委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

○池田委員

地域密着型施設整備支援事業の補正ですけれども、これは対象の施設が、仮称けあビジョンホーム糸魚川Ⅱというのは、一つの施設のみということになるんでしょうか。

○須澤次長

委員おっしゃるとおりで、仮称けあビジョンホーム糸魚川Ⅱ、こちらの事業所１施設でございます。

○池田委員

ありがとうございます。

これは事業者から申請というわけではなく、市から県の補助金が来て、自動的にというか、そうして支給するものなんでしょうか。

○須澤次長

こちら基本的には、事業所から補助申請の要望がございまして、それを受けて補助協議、検討を行い、最終的には県からの補助金を、市を経由して事業所に支払うという流れになっておりまして、基本的には事業所から要望が上がってくる補助金になります。

○池田委員

今回増額になって、もっと補助金がもらえるかもしれないのに、申請しなかったら、もらえなかった可能性とかあるのでしょうか。案内とか、市から丁寧にしてほしいし、もし対象なのに、申請しないことで、もらえなかったとか、そういうことがないようにしてもらえればなと思ったんですけど、確認させていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○須澤次長

言葉足らずで申し訳ありませんでした。

こちらの事業、新規の事業所整備ですので、特に補助金の制度のご案内というのは、より確実なといいますか、事業所と相談をしますし、事業所からも確認もございますので、申請漏れがないように、手続きが行われる整備方式になるかと思います。

○田中委員長

ほかにありませんか。

○東野委員

同じ資料No.１の２ページですが、非常用自家発電設備の整備１基っていうことなんですけど、これが829万4,000円ということですが、一体どんなものなのかなっていう、疑問がありまして。なかなかこれだけで、はい、いいですよっていう判断がなかなか本来できないのかなって思うんですけども。

例えば、金属の箱みたいなものに、ディーゼルエンジンの何がしが入ってて、こういうふうに緊急のときに動いてとかっていう、何となく言葉を聞けば分かるんですけども、どういった仕様のもので、どういったものが800万円するのかっていうのを、数字だけでは見えないので、どういったものを購入される予定なのか教えてください。

○須澤次長

申し訳ありません。

こちらの非常用自家発電機なんですけども、大きさとすると全長1,200ミリ程度、全幅650ミリ程度、あと全高733ミリということで、一定の大きさのものが敷地内に据え置かれることになります。

稼働時間については、大体100時間程度を見込んだ設備になります。燃料については、今こちらＬＰガスを想定したものになっていまして、基本的には発災後に大体72時間以上の稼働に対して、対応できるようなものっていうものが根本にございますので、そういった一定の機能を有するものを敷地内に整備する予定でございます。

○東野委員

この事業に反対するものではないんですけども、そういったことがこと細かく書いてあると、これぐらいの値段するものなんですねっていうことが分かると思いますし、そういった意味で、この事業所がどんな規模感の大きさっていうところもちょっと分からない中で、金額だけ出ても、なかなか判断しかねるのかなと思いまして、今後そういった資料が添付、それこそ箇条書きで、こういう仕様ですよっていうことが分かるような、そういった提示いただけるといいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○須澤次長

委員おっしゃるとおりで、ちょっと設備のもう少し具体的な説明も今後必要かと思いますので、今後のこういった提案のときには、そのような資料を整えて提出させていただければと思います。

申し訳ありません。

○東野委員

よろしくお願いします。

○田中委員長

よろしいですか。

ほかにいかがですか。

前にもこれの話もあったりして、今、東野委員からも、あるいは各委員から話もあるんですけれ

ども、非常に有利な補助事業であって、市の負担があれなんですけども、やはり、もうちょっと詳しい内容もお願いしたいと思うし、もうちょっと市内の施設は、こういったものを利用しなくても十分に施設整備されているのかどうなのか、もうちょっと活発に利用できないものなのかなっていうのも疑問に残るんですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○須澤次長

市内の介護の事業所でいいますと、いわゆる特別養護老人ホーム、こういったグループホーム等の入居系の施設、あと老人保健施設などもございますけども、特別養護老人ホームとか、老人保健施設には、聞き取りの結果は、一定程度、自家発のほうは備えております。

ただ、例えば今言ったグループホームとか、ショートステイとか、あとデイサービスも、どの程度必要性が高いか見極めが必要かと思うんですけども、デイサービスとかショートステイのほうは、ちょっとまだ整備が進んでないような面も、若干あるのかなと思いますので、そういったところは法人事業者にもですね、申請に向けた相談といいますか、事業所内の事情も聞き取った上で、できるだけ有利な補助制度を活用いただけるように、より丁寧な説明をしていきたいなと思っております。

○田中委員長

そうですね。

昨今の災害にも対応できるような整備も、できるんじゃないのかなと思いますし、できるだけ、まだ整備これから必要な特にはこういう有利なものを使って整備していただけたらなと思いますので、またその辺もよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

○中村委員

ちょっと伺いたいんですけど、このけあビジョンホーム、これ能生に１棟あるものと同じ会社なんですか。

○須澤次長

委員おっしゃるとおりで能生にあります、けあビジョンホームと同じ法人が運営する予定の施設でございます。

○中村委員

ということは、能生に建ったときも、補助事業っていうのは、もらってやって同じやつをまた今回もいただくってことでよろしいですか。

○須澤次長

そちらの内容もおっしゃるとおりで、能生のときに建てたものと同じ補助制度を活用して建てられる施設になります。

○中村委員

来年の新年度から開設予定っていうことなんですけど、今まだ、半年以上あるんですけど、工事はもう既にだいぶ進んでるっていうことでよろしいですか。

○須澤次長

工事は、８月末に入札が終わりまして、９月から段階的に、現場の工事に着手して進んでいくと伺っております。

○中村委員

ありがとうございました。

この、けあビジョンホームさん２か所あるわけですけど、裏面の２ページの非常用自家発電設備というのは、こういうところでは、もう既に設置されているのか。それか、こういう申請すれば、そういうところでも、こういうものを設置できるのか。

○須澤次長

今、新設のけあビジョンホーム糸魚川Ⅱでは、まだ非常用の設備は、予定はしてないんですけども、こちらも新設後にそういった設備が必要だということになれば、もちろん国の予算の限りもあろうかと思うんですけども、事前協議が整いましたら、基本的には、こういった地域密着型のグループホーム等については、補助制度の活用は、可能というふうになっております。

○中村委員

多分、情報は知っていると思うんですけど、けあビジョンホームも 24 時間体制で、従業員も寝泊まりしながら見ているもんですから、やはり、夜中に停電したとか、災害があったとかっていうと、非常用の発電設備というのは必要だと思いますんで、また情報として流していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田中委員長

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご質疑なしと認め、これにて議案第 85 号で、当委員会に分割付託となった関係部分の質疑を終結します。

これより、議案第 85 号、令和８年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）のうち、当委員会に分割付託となった関係部分を採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご異議なしを認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

［集約事項］　なし

［審査結果］　原案可決（令和８年９月10日）

議案第86号　令和８年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

［主な質疑・意見］

○田中委員長

次に、議案第 86 号、令和８年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○木島税務保険課長

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれに962万5,000円を追加し、総額を15億292万5,000円とするものでございます。

それでは歳出から説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

２款１項１目の１後期高齢者医療広域連合納付金は、令和７年度の保険料の精算に伴う増額でございます。

３款２項１目の１一般会計繰出金は、一般会計の歳入と関連しておりまして、令和７年度の療養給付費負担金の精算に伴う新潟県後期高齢者医療広域連合からの還付金を一般会計へ繰り出すものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。

８ページ、９ページをお願いいたします。

４款１項１目繰越金は、令和７年度からの繰越金を増額するものでございます。

５款３項１目雑入につきましては、令和７年度の療養給付費負担金の精算に伴う県後期高齢者医療広域連合からの還付金でございます。

説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご質疑なしと認め、これにて議案第86号の質疑を終結します。

これより議案第86号、令和８年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

暫時休憩します。

［集約事項］　なし

［審査結果］　原案可決（令和８年９月10日）

議案第87号　令和８年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

［主な質疑・意見］

○田中委員長

次に議案第 87 号、令和８年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○山岸福祉事務所長

議案第 87 号の１ページからお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,943 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 55 億 3,113 万 8,000 円とするものであります。

10 ページをお願いいたします。

７款１項２目償還金については、資料№.２に基づいて説明いたします。

１、補正の理由については、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う国・県等への返還が必要になったものであります。

２、介護保険の財源構成については、こちらの円グラフをご覧ください。利用者の自己負担分を除く介護サービスの給付費については、サービスの種類ごとに、第１号・２号保険料、国・県・市それぞれの負担割合が定められています。

このうち、40 歳から 64 歳までの第２号保険料である社会保険診療報酬支払基金と、国、県から支払われる負担分は、毎年度初めに過去の実績に基づき算出した額で負担金の交付を受けます。

負担金については、翌年度に精算し過不足を調整いたしますが、３、償還金の概要の表にあるとおり、令和７年度に交付を受けた収入済額Ａが、決算額Ｂの令和７年度実績による確定額よりも多いため、令和８年度において返還するものであります。

続いて、議案書 10 ページにお戻りください。

説明資料は、ございません。

７款２項１目他会計繰出金は、先ほど議案第 85 号でご説明しました一般会計歳入の特別会計繰入金と相対する歳出となっております。令和７年度決算額の確定に伴い、一般会計から特別会計への繰入額に生じた過剰分を、令和８年度において、一般会計へ返還するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

説明が終わりましたので直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご質疑なしと認め、これについて議案第 87 号の質疑を終結します。

これより議案第 87 号、令和８年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

［集約事項］　なし
［審査結果］　原案可決（令和８年９月10日）

２　所管事項調査

（１）糸魚川市地域包括支援センターについて（福祉事務所）

［主な質疑・意見］

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開します。

これより所管事項調査を行います。

（１）糸魚川市地域包括支援センターについてを議題といたします。

担当課からの説明を求めます。

○山岸福祉事務所長

それでは、糸魚川市地域包括支援センターについてご説明をさせていただきます。お手元の資料№.３に基づいて説明いたしますのでご準備をお願いいたします。

今回、地域包括支援センターの体制についてご理解いただくとともに、来年度の体制変更に向けての情報提供とさせていただきたく、議題とさせていただきました。

それでは、資料に沿って説明をいたします。１、地域包括支援センターとは、でございますが、この施設は介護保険法に基づき、市町村が設置主体となって、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を配置し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

具体的な業務につきまして、資料の３ページ目に進んでいただきまして、地域包括支援センターの紹介用チラシであります「こんにちは地域包括支援センターです」を準備いたしましたので、こちらに基づいて説明をいたします。

業務内容につきましては、こちらのチラシの中ほどにあります、大きく分けて３つとなっております。介護のこと、暮らしを守る、こちらは権利擁護事業等についてです。そして健康のことは、介護予防を含む健康のことについて、という内容になっております。こちらは、高齢者とご家族を支える総合相談窓口という機能を果たしております。

裏面の４ページ目をご覧ください。

こちらにございますように、地域包括支援センターは市内５か所にございまして、医療法人及び社会福祉法人に運営を委託し、地域担当制としております。また、福祉事務所内には、各地域包括支援センターのとりまとめ役として、基幹型地域包括支援センターを設置しております。

１ページ目にお戻りください。次に、２、体制の変更内容についてです。こちらは経過を含めた背景を説明いたしますので、（１）からご覧ください。

2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、介護現場をはじめ、地域包括支援センターにおいても、専門職の確保が難しくなってきております。

また、高齢者のニーズの多様化については、介護だけでなく、認知症、虐待、生活困窮、家族関係など、複雑化・多様化しております。

このような状況に対応し、地域包括ケアシステムをさらに深めるためには、限られた専門職を効果的に配置するとともに、専門職が連携し、組織的に対応できる体制を整える必要があります。

こうしたことから、市では、運営を委託している法人と、地域包括支援センターの統合及び

専門職の人材確保について協議を進めてまいりました。

続いて、（２）令和９年度以降の体制についてを説明いたします。

①～③の３点ございますが、こちらにつきまして詳細を資料裏面の図にて説明いたしますので裏面２ページ目にお進みください。

変更点の１点目になりますが、こちらは市直営の地域包括支援センターの設置についてです。

上の図、現行の図の下段、アグリよしだ、糸魚川総合病院、みやまの里の３か所の地域包括支援センターが、旧糸魚川市内の糸魚川圏域にありますが、こちらを統合し、Ｒ９年度以降の図の下段にありますように、市直営型の地域包括支援センターを設置いたします。

これにより、糸魚川圏域において業務を一体的に行い、業務の効率化と専門職の有効な配置を図ります。

２点目ですが、基幹型地域包括支援センターについてです。

これは、上の現行の図の右側に縦に記載しておりますとおり、現在、福祉事務所内地域包括ケア係が担っていますが、Ｒ９年度以降の図を見ていただくと分かりますように、仮称糸魚川市地域包括支援センターに基幹型の機能を持たせるという計画です。

これにより、個々の地域包括支援センターだけでは対応が難しい事例についても、市を中心として、より組織的かつ継続的に対応できる体制を整えます。

３点目につきましては、人員体制についてです。

一番下に記載の四角で囲った欄、Ｒ９年度以降の体制に記載してございますが、糸魚川圏域の地域包括支援センターの運営を委託している法人と、専門職の出向について協議しておりまして、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門3職種を合わせて、７人以上プラス市職員の体制といたします。

法人が有する専門的な知識や経験を市の体制に生かすとともに、必要な専門職の確保と、安定した相談支援につなげていきたいと考えております。

なお、出向職員の具体的な勤務体制などの運営全般につきましては、今後、関係法人及び、介護保険法の規定により設置の糸魚川市地域包括支援センター運営協議会にて協議を進めてまいります。

再び１ページ目にお戻りください。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

令和８年度中は、関係法人との協議を随時進めます。

令和９年１月には、市民の皆様への周知を行い、令和９年４月の開設を予定しています。

市民の皆様にとって、地域包括支援センターは、介護や福祉に関する身近な相談窓口です。体制変更の内容や相談先について、市民の皆様に分かりやすくお知らせし、混乱が生じないよう丁寧に周知したいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

○中村委員

１ページの３の今後のスケジュール、令和８年随時法人協議っていうふうに書いてあるんですけど、これはもう既に８年なんで協議されてきて、された中でこの２ページのこういう体制

が整ってきたっていうことで理解してよろしいでしょうか。
○飯田係長
今おっしゃるとおり、関係法人と現在話を随時させていただいておりまして、体制が整ってきたというところで、今回報告させていただいた形になります。
○中村委員
なから、この体制で整っていくということなんですが、２ページの下に、2040年、約2,400人減少するということで、お年寄りが2,400人、40年には減ってくるっていう予想だということですか。
○飯田係長
こちら記載のとおりなのですが、今後糸魚川市においては、人口減少が進みまして、全体の人口は減るのですが、高齢者の人口も減ってくる形になります。
2040年については、団塊ジュニア世代が高齢になることを背景に、様々な高齢者が増加するとか、介護や医療の人材が不足する、交通や生活サービスの維持が難しくなってくるというような課題が出てきます。
糸魚川市では、もう少しその問題が顕在化し始めているというところですので、2040年に向けて、段階的にこちらの地域包括支援センターの体制も、整備の効率化、効果的に機能するように検討統合について検討していきたいということで記載させていただきました。
○中村委員
2040年に2,400人減少してるってことになると、この時点で、この頃にまた３か所体制から、１か所体制とかっていうふうになっていくかというふうに思うんですけど、今からそんな計画を立てる必要はないんですけど、2,400人減で１か所体制やっていくっていう考えでよろしいでしょうか。
○飯田係長
必ずしも、１か所に全て集約する形が妥当かどうかっていうところは、今後検討していきたいと思うのですが、地域包括支援センターの体制については、ブランチ型とか、出先の相談先を置く形だとかありますので、当市の状況を分析しながら、より市民の皆様に利用していただきやすい体制を、法人のほうと協議しながら進めていきたいというふうに考えます。
○中村委員
ぜひ人間が減っても、できれば３か所体制で、規模を縮小してでもやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。
○田中委員長
ほかにございませんか。
○東野委員
少しお伺いしたいんですけども、２ページの令和９年度以降の体制ということで、一番下段３職種２人、３職種×２人プラス１、３職種のいずれかの７人以上と、市職員管理者を配置するということなんですけども、イメージって、福祉事務所の中に、そういった人員の増員が図られて、またそういう人員の配置が決まって、そういう場所が決まってなってくると思うんですけども、今の福祉事務所の中に機能とその人員が増えるっていうイメージでしょうか。
○飯田係長
委員おっしゃられるとおり、福祉事務所の中に現在地域包括ケア係としてあるところに、基

幹型地域包括支援センターを持ってきて、現在の地域包括支援３か所の地域包括支援センターの職員の方に来ていただいて市のほうで出務をしていただく。あわせて、現在の地域包括ケア係の職員もそういった業務を分担しながら行うという形を想定しています。

○東野委員

そこで、現在の福祉事務所の場所と状況なんですけども、そういった増員が図られたときに、現在の市民目線で見ると、福祉事務所の場所がなかなか分かりにくいっていうところと、そういったことを考えて先々、令和９年度以降、場所、移設っていうのは検討に入っていないんでしょうか。

○山岸福祉事務所長

場所につきましては現在、地域包括ケア係が健康増進課の隣のスペースを使っておりますが、そちらを活用するというイメージで、相談窓口としては機能しやすい位置にと考えておりますし、今後につきましては、庁内１階スペースの全体として考えていく局面も出てこようかと思いますので、また総務課等とも相談しながら、今後は検討していくということで、当面は、今お話したような形で、場所を考えております。

○東野委員

そういった意味では、健康増進課の隣に地域包括のチームがいらして、やはり、福祉事務所と隣接した場所が最適なのかなって思いますし、そういったところで、福祉事務所の現在の位置についても、しっかり検討いただいて、そういった意味ではご利用される方、大勢いらっしゃると思いますんで、そういった意味では、目立つようなといいますか、市民にとっても分かりやすいような配置もぜひ検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○山岸福祉事務所長

そのように検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○池田委員

今５か所相談窓口があって、３か所になるということなんですけど、それぞれの窓口の相談件数、地域包括ケア係に直接来るものもあるかもしれないんですけれども、直近の実績が分かれば、教えていただきたいと思います。

○飯田係長

令和７年度の相談件数になりますが、地域包括支援センターアグリよしだでは16,192件、糸魚川総合病院地域包括支援センターでは5,244件、地域包括支援センターみやまの里で9,268件、能生地域包括支援センターでは7,858件、地域包括支援センターおうみでは2,802件の相談となっております。

こちらの相談件数は、来所の相談とか、電話の相談を全部含めての件数になります。

○池田委員

ありがとうございました。

アグリよしだ病院がとても多くて、アグリと糸病、みやまが１か所に市役所のところになってしまうんですけど、パンクとかしないのか、今聞いて心配になりましたが、いかがでしょうか。

○飯田係長

１か所になることで、相談件数は多くはなるかと思いますが、専用の電話の設置ですとか、

あとは来所だけではなく、訪問で伺うものも多いかと思いますので、そういった相談対応が滞らないような工夫をしたいと考えています。

○池田委員

ありがとうございます。

いろいろな相談が来ると思うんですけれども、何でも相談してくださいってあるので、すごく重い、非常に大きい、抱えているものが大きいケースもあるかと思います。それで一体化して支援できるとなれば事例共有したりですとか、そういうメリットも多いと思うんですけれども、相談しづらくなったとか、電話がなかなかつながりにくくなってしまったということがないようにしていただければいいかなと思っております。でもやっぱり糸魚川地域１か所になってしまうのは、ちょっと少ないんじゃないかなと思うので、今、地域包括支援センター入ってるのは病院とか介護施設になるかと思うので、窓口だけ、１人だけとかでも配置できるようなことは検討していないんでしょうか。

○飯田係長

こちらの体制を整えていく法人との協議をしていく中で、そのブランチ型だとかっていうところで、今委託をしている法人に１人残して、相談対応をするというような検討もしたのですが、連携をするとか、リアルタイムで相談があったときに、元々は別の職員が担当していた方から、また相談が来たりとかしたりすると、ちょっと対応に時間がかかってしまう場合があるというあたりですとか、来所の相談もあるのですが、高齢者の相談ですので、ご自宅に伺って、出向いて対応する相談のほうもかなり件数がありますので、１人だけ残して対応するより１か所に集めて、対応したほうが効率的なのではないかという話で、現在このような形をとっていこうということで、体制を整えさせていただいているところです。

○池田委員

しっかり検討されて体制を整えていくということなので、より充実した支援につなげていただけるよう期待しておりますので、よろしくお願いします。

あと、地域包括支援センターっていう名前が硬くて、チラシとか目にするんですけど、そこには何でも相談してくださいっていう、イラストとか付いて分かりやすいんですけども、サブタイトルみたいな愛称みたいなのが、大きめの文字で入ったら分かりやすいのかなと思うので、切り替わりの機会に検討していただければと思いました。センターっていうのも、何だろうって思っちゃうこともあると思うので、相談窓口とか、ほかの自治体で、なんかサブタイトルとか愛称があるところもあるので、ちょっと考えていただければいいかなと思います。これは意見で終わらせてもらいます。

以上です。

○田中委員長

ほかにございませんか。

○田原副委員長

市役所内に統一されるということですが、やはり、相談を受けるとなると、個室だとか、相談スペースの確保が問題になってくると思うんですが、今のこの相談件数から、市役所内の相談、個室とか、スペースの確保は問題なくできそうでしょうか。

○飯田係長

現在想定しているのは、地域包括ケア係の前にある個室の相談室や、福祉事務所の窓口の横

にある相談室の利用を主に想定をして、こちらの体制を組んでいるところです。タイミングによっては、複数の相談が一度に来る場合もあるかと思いますので、その際は庁内の会議室等使用させていただいて対応するという形になるかと思います。

○田原副委員長

先ほど、アグリよしださんと糸魚川総合病院とかも、かなり相談件数があって、相談するきっかけが、例えば骨折で入院して手摺りつけなきゃいけないとか、入院とか体調とかによって、介護が必要になってくるとか、やはり、病院とか入院している間に、相談内容が出てくると思うんですね。

退院するまでに、例えば手摺りをつけなきゃいけないだとか、入浴介助はどうしたらいいんだっていう、やっぱりご家族もお見舞いに来たりとか、医師とどういう症状ですとか、これからこういうのが必要になりますっていう流れの中で、相談が多いんじゃないかなという想像はしてるんです。

なので、さっき出向いて相談のほうが多くなってきてるっていう傾向あると思うんですが、やはり、病院に行って、それからさらに市役所へ移動してくださいっていうほうが、まず高齢者を抱えている高齢者とかだと、移動自体が大変って方もいらっしゃると思うので、ぜひそこは病院のほうに出向くとか、みやまの里に出向くっていうふうな体制はとれていくんでしょうか。

○飯田係長

現行でも入院されている患者さんが、介護保険のサービスを利用するですとか、そういった場合については、病院の相談員さんが、まずは相談にのって、そこから地域包括支援センターですとか、必要があれば地域包括ケア係に連絡をいただいて、対応するという形をとっております。

来年度以降の包括が統合した体制であっても、同じ形で入院先の相談員さんですとか、アグリよしださんのほうも、相談員さんのような対応をしていただける看護師さんおりますので、必要があれば直接こちらなり、包括支援センターのほうに連絡をいただいて、こちらから出向いたり、申請を受け付けたりっていう形もとれるかと思いますので、高齢者にあっちに行ってください、こっちに行ってくださいっていうことは、ないような体制を今後も維持していきたいと考えております。

○田中委員長

ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

効率的にしなければいけない状況っていうところも、あるかなと思うんですけれども、例えばこの３職種、専門の人材確保というようなことも含めてなんですが、今その辺の状況は、市内どんななんでしょうかね。

一応７人以上確保とはあるんですけれども、この辺の専門職の確保見込みとしては、どうなんでしょうか。

○山岸福祉事務所長

専門職につきましては、現在のところ充足はされているという状況ではございますが、ほかの施設等でもそうなんですが、やはり、専門職自身も今地域のほうを、特に包括支援センター

は40代から50代、福祉職もそうなんですけども、特に50代が主ですし、60代・70代も、施設職員としては従事してるっていうような、職員の高齢化という問題が実はございまして、そういったこともあって、今は充足しているけれども、先ほど2040年という話も出ましたけれども、そのときには、かなり担い手としては不足するということを想定して、そういったことも踏まえての体制ということです。

もう一つは、こちらの保健師と社会福祉士は、市役所の職員でも資格を持っているものもありますけれども、この主任介護支援専門員という職種につきましては、経験５年であったりとか、非常に厳しい要件がありますので、なかなか市ですぐ採用というところも、難しい点もございまして、そのあたりもあって、地域にあります福祉施設との協働というところは、これからも必要になってくると考えております。

人材確保全体につきましては、この介護施設の職員全体の人材確保、育成というところと連動させて、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○田中委員長

ほかによろしいでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

以上で、（１）糸魚川市地域包括支援センターについて を終結します。

暫時休憩します。

（２）書かない窓口の導入について（市民生活課）

［主な質疑・意見］

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、（２）書かない窓口の導入についてを議題といたします。

担当課からの説明を求めます。

○小竹市民生活課長

それでは、書かない窓口の導入について、ご説明いたします。

お手元に配付の資料をご覧ください。

１、書かない窓口につきましては、職員が来庁者に内容を聞き取りながら、システムを確認して申請書を作成・出力し、来庁者は申請書等の全てを記入することなく、内容確認と署名、又は確認のみで手続きを完了できる窓口サービスのことです。

市では、全国で進められている窓口業務標準化システムを、令和９年１月から導入し、その状況等を踏まえながら、書かない窓口の導入に向けた検討を進めています。

２、導入効果につきましては、市民の利便性向上として、３点挙げております。

申請書の記入等、手続全体にかかる時間や待ち時間が減少、記載漏れや書き間違いが減少、高齢者や障がいのある方など、書類の記入が困難な方でも申請が容易になる効果があります。

行政事務の効率化として、手続全体にかかる業務時間が減少、必要な手続きの聞き取り、関連する手続きの確認時間が減少などがございます。

３、今後の予定につきましては、表のとおりであり、令和９年度中に、ワンストップ窓口で対象とする手続きを決定するとともに、書かない窓口システムを選定し、導入する予定であります。

４、検討事項につきましては、今後、書かない窓口と窓口業務標準化システムの他課との連携範囲や、ワンストップ窓口の対象となる手続きの範囲を決定し、窓口レイアウトの見直しを検討していく予定としております。

説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

○東野委員

今後の予定のところで、令和９年度窓口標準化システムに対応する書かない窓口システムの選定導入ということなんですけども、私達会派も２か所、深谷市と北見市、そして鯖江市などでもそういうシステムを既に導入されてますけども、どちらのシステムを参考にしようか、今現在考えられている範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○中村係長

市でも過去に４か所、令和５年度と６年度、視察に行ってまいりました。また、標準化のシステムがだいぶ進んできております。

現状県内では、小千谷市が標準化システムを活用した事例として挙がっております。そういった県内、また近隣の市町村の事例を踏まえながら、研究していきたいと考えております。

○東野委員

では今現在、見立てがまだ進んでないというか、まだ研究、時期まで、研究調査していくっていう、お考えでいらっしゃいますか。

○中村係長

今、標準化システムの使用状況、またメーカーからも様々な実際の取組であったり、テストデモ、今受けておるところであります。

そういったものを見ながら、研究していきたいと考えております。

○田中委員長

ほかにありませんか。

○中村委員

どんどん進めていっていただきたいと思うんですけど、職員がどんどん減ってくるということで、窓口での間違いを減らすということで、八戸市と会津若松市、それから弥彦村でＡＩを使った窓口業務というのが、今実証実験始まってるんですね。

この５月過ぎ頃からかな。だから糸魚川市でも、やはり、近いところで弥彦村でも、そういう実証実験やってますんで、ぜひ話を聞いて、今後ＡＩを使って、口頭で申請するという、書くんじゃなくて、口頭で話すことによって、登録されていくっていう実証実験らしいんで、その辺も参考にして、やっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○中村係長

ありがとうございます。

他事例の視察の際には、ぜひ弥彦村のほうも訪問していきたいと考えております。

○田中委員長

ほかによろしいですか。

○田原副委員長

書かない窓口で、一番大きな手続きになってくるのが、死亡したとき、出産、それから転入したときに、お子さんがいる場合とか、例えば福祉が関わってくるというのを、想定されると思うんですけど、糸魚川市としては、まず書かない窓口で力を入れなきゃいけないような手続きっていうのは、どの分野と想定されてますか。

○中村係長

主なところでは、届出については、お悔やみと出生、異動にかかる部分で、転入ですね。転入が、主に他課にまたがる手続きが多い部署でありますので、そちらに力を入れていきたいと考えております。

○田原副委員長

お悔みのところっていうのは、多岐にわたってくると思うんですけど、市民の方から例えば、印鑑登録とかのカードを返すとか、保険証とか、今マイナンバーなんですけど、返還したものが返還されたってチェックの書類がないので、どの手続きが終わってないかっていうのが、分かりにくいんですって。

なので、書かない窓口になって、それがプリントアウトされたりとか、あとはこれですよっていうのはあると思うんですけど、この足りないところと、次にやらなきゃいけないこととかが、帰ったときにでも、ちゃんと家族が分かるとか、遠方に住んでる、例えばお子さんとかが分かるとか、そのようなところまで、していただければいいかなと思ってます。意見で終わります。

○田中委員長

ほかにありませんか。

○古畑議長

書かない窓口って、本当にありがたいなと思うんだけど、ちょっとお聞きしたいんだけど、これ、どこの範囲までですか。

あらゆる全課に関わるもの、例えばいろんな補助金申請だとか、そういうものを全部やってくれるんですかね。

○中村係長

主に市民生活課にいらしたときの手続き、そこから発生する他課にまたがる手続きについて、一括に申請書を出して、署名だけで手続きを進めていくというシステムとなっております。

○古畑議長

これも全課に関わること全てを記入することを、だから今までの多いのはね、いわゆるたらい回しだよね。

うちの課じゃないんだよ。何課に行ってくださいって、何課のほうは、うちじゃないんで、ほか行ってくださいとかって、よくやられるよね。そういうのを阻止しようっていうか、よくするために、ワンストップ窓口をつくっていこうっていう話出したのは、10年も20年も前かな。

今回ようやく、やってくるっていうけど、これは市民生活課に関わることだけなんだね。

ちょっと期待を裏切られたような感じなんだけど、とにかく今、書類だとかそういうものが煩雑すぎて、みんなやっぱり戸惑ってるんですよね。

割と市民生活課だけの業務に限れば、割と何ていうか、優しい窓口というかね、分かりやすい窓口でやってくれてると、私は思うんだけど、ほかの課まで、またがったワンストップ窓口はやる気はないんですか。

○井川副市長

今日は、書かない窓口という形で説明させていただいてます。

全庁に関わる部分としては、もう一歩進んでですね、役所に来なくても済むような窓口っていうことで、電子申請だとか、そういったものを今取り入れたいと、庁内検討しております。

それがしっかり方法がまとまったら、まず所管の委員会に説明させていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○古畑議長

それなら、書かない市民生活課窓口の導入についてとかっていう、やっぱ入れたほうがいいんじゃないですか。誤解しますよね。全部これできるんだって思うじゃないですか。

それが結局、すいませんがあっち行ってくださいとか、何課に行ってください、２階に行ってくださいとか、それは３階ですとかって言われた日には、全然ワンストップ窓口じゃないじゃんとかって思うよね。

市民を期待させて裏切るような行為は、やっぱりしちゃいけませんよね。

これ、やっぱり誤解のないように、最初書かない市民生活課窓口の導入についてって、やっぱりやらないと。いいことをしようと思ってる。市民に対して優しいことをしようと思ってるんで、なんだとかって言われないように配慮をして、理解をして、この制度をぜひ進めていっていただきたいと思います。これは強く要望します。

○小竹市民生活課長

ありがとうございます。

この書かない窓口の導入なんですが、今、議長おっしゃるとおり、庁内全部という導入には至らないものではございます。ただ今回、導入、システム費用もかかることですから、市民生活課の窓口のものと、福祉であったり、こどもの関係、２階のこども家庭課、その部分までについては、ぜひ書かない窓口、ワンストップ化っていうところで、やっていきたいといったような思いがございます。

それがまとまるのは、令和９年度でしっかり検討させてもらって、システム導入時に合わせて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○古畑議長

そのへんについては、関連する制度については、そこで案内できるように、どっかでちゃんと言ってやろうかと思うんですけどね。ようやく私の同級生が、終のすみかということで、糸魚川へ帰ってきたんだけど、そのときリフォーム補助金だとか、何とかの案内がおざなりだったんだよ。

申請したら、すいませんこれ１か月以内にやってくださいとか、３か月以内にやってくださいとかって、全部時期が切れちゃう。渡されたのが、やっぱり 60 代から読むには、ちょっと小さい文字ばっかりで、しかも具体的なことは、書いてないような案内だったんだよね。

だから、転入するときもそうだし、また死亡届だとかさ、それに付随してたくさんの書類を出さなくちゃいけない。

そういうときは、優しく、なお、この場合はこのお手続きに従って書いてくださいね。

その後の遺産相続についてはこうですよとか、転入していただきまして、誠にありがとうございますだよね。ありがとうございます。

なお、その場合には、市のほうで、こういう補助金も用意してますんで、ぜひご活用してくださいと。分からないことがあったら、担当課の窓口へご案内いたしますとか、何か心のこもった、窓口対応を徹底していただきたい。

これも強く要望しておきたいと思います。

○田中委員長

今、議長の話があったように、今この検討事項のところにも書いてあるんですけれども、やはり、いつ頃に決定して、なるべく早く、議会なり、あるいは市民にも周知していかないと、これ全部網羅できるんだとか、どこまでかって分からないでいると、かえって混乱したりだとか、その辺も生じるんじゃないかなと、今のやり取りを聞いてて思ったんですけれども、もし答えられるなら、いつ頃までに決定する目途ってのを持ってるもんですか。

○小竹市民生活課長

書かない窓口システム自体は、予算のこともあるので具体的なところまではあれなんですが、来年度予算化いたしまして、そこでシステムの予算がお認めいただけましたら、機器の選定に入っていきます。その機器の選定に入るときに、この機器であれば、ここまでできる、この金額であれば、ここまでできるっていうところが、明確になっていきますから、その段階でどの範囲までワンストップ窓口が可能だということになります。

当然入札とかそういう形になってくると思いますので、機器を導入、早くても秋以降、冬ぐらいのところもあると思うんですけど、それぐらいの形になるのかなといったようなことで今考えてはおります。

以上です。

○田中委員長

とりあえず我々の委員会のほうでは、前から取り組んでいる、この書かない窓口ということで、今日は所管事項調査として、やらせてもらっているんですけれども、その辺も進んでいき

次第、また調査させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにご質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○田中委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩します。